

「首都直下地震対策協議会」の設置について（案）

平成 24 年 4 月 〇〇 日

1 趣 旨

東日本大震災を踏まえ、今後 30 年以内に 70% の確率で発生する首都直下地震、さらには関東大震災クラスの地震に対して、防災関係機関が緊密かつ迅速な連携を図ることができるよう、官民の主体を幅広く集めた場を設定して平時及び非常時に備えた関係を構築し、連携体制を強化しておくことが急務である。

このため、首都直下地震対策に係る連携活動基盤を整備するとともに、災害応急対策を中心に各主体の対策及び計画の問題及び脆弱点を洗い出し、必要な施策の調整及び整合を図り、訓練により連携体制を検証して各主体の対策及び取組の精度を向上させ、もって、発災時における迅速、円滑な対応に資することを目的として、国の各府省庁、関係地方公共団体、指定公共機関等から成る標記協議会を設置する。

2 協議会の構成

各府省庁、首都直下地震に係る関係地方公共団体及び指定公共機関等をもって構成する。

（詳細については、別紙 1 「首都直下地震対策協議会構成（案）」のとおり。）

3 協議会の運営等

(1) 事務局は、内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（災害緊急事態対処担当）の下に設置する。

（詳細については、別紙 2 「首都直下地震対策協議会運営要領（案）」のとおり。）

(2) 当面、年に数回開催する。

(3) 協議会においては、以下のような情報を共有するとともに、相互に連携・協働して取り組むべき施策の調整及び横断的な課題の検討等を行う。

- ・ 中央防災会議等における首都直下地震対策の取組
- ・ 指定公共機関等による独自の取組
- ・ 首都直下地震に関して各主体が抱える疑問や問題等

(4) 協議会の成果は、適宜、訓練及び政府がとりまとめる首都直下地震対策等に反映する。

首都直下地震対策協議会構成（案）

(府省庁)

所属機関	部 署
内閣官房	内閣官房副長官補（安全保障・危機管理担当）付
警察庁	警備局 警備課
金融庁	総務企画局 政策課
消費者庁	総務課
総務省	大臣官房 総務課
消防庁	国民保護防災部 防災課 応急対策室
法務省	大臣官房秘書課 広報室
外務省	官房総務課 危機管理調整室
財務省	大臣官房 総合政策課 政策推進室
文部科学省	大臣官房総務課
厚生労働省	社会・援護局 総務課 災害救助・救援対策室
農林水産省	経営局 経営政策課 災害総合対策室
経済産業省	大臣官房 総務課
国土交通省	港湾局海岸・防災課災害対策室
	大臣官房参事官（運輸安全防災担当）付
	河川局防災課災害対策室
気象庁	総務部 企画課
国土地理院	企画部
海上保安庁	総務部 国際・危機管理官
	警備救難部 環境防災課
環境省	大臣官房 総務課
防衛省	運用企画局事態対処課
	統合幕僚監部運用部運用第2課
内閣府	政策統括官（防災担当）付参事官（災害緊急事態対処担当）付

首都直下地震対策協議会構成（案）

（関係地方公共団体）

所属機関	部 署
茨城県	生活環境部防災・危機管理課局防災危機管理課
埼玉県	危機管理防災部消防防災課
千葉県	防災危機管理部危機管理課災害対策室
	防災危機管理部防災計画課地域防災力向上班
東京都	総務局総合防災部防災管理課
神奈川県	安全防災局危機管理部災害対策課
横浜市	消防局危機管理室危機管理課
川崎市	総務局危機管理室
千葉市	総務局危機管理課
さいたま市	総務局危機管理部防災課
相模原市	危機管理室

首都直下地震対策協議会構成（案）

(指定公共機関等)

所属機関	部 署	
(独)防災科学技術研究所	経営企画室	
(独)放射線医学総合研究所		防災環境対策室
(独)日本原子力研究開発機構	安全統括部	保安管理課
(独)国立病院機構	医療部	医療課
(独)農業・食品産業技術総合研究機構	企画調整部	防災研究調整官
(独)森林総合研究所		管財課
(独)水産総合研究センター	総務部	総務課
(独)土木研究所		研究企画課
(独)建築研究所	企画部	企画調査課
(独)海上技術安全研究所	企画部	企画課
(独)港湾空港技術研究所	企画管理部	企画課
(独)水資源機構	管理事業部	施設課
(独)日本高速道路保有・債務返済機構	総務部	総務課
日本銀行	決済機構局	業務継続企画課
日本赤十字社	事務局救護・福祉部	救護課
日本放送協会	報道局 災害・気象センター	
東日本高速道路株式会社	管理事業部	事業統括チーム
首都高速道路株式会社	保全交通部	保全企画課防災対策グループ
中日本高速道路株式会社	保全サービス事業部	企画統括チーム
西日本高速道路株式会社	管理事業部	管理事業統括チーム
阪神高速道路株式会社	総務人事部	総務グループ
本州四国連絡高速道路株式会社	管理事業本部保全計画部	保全管理課
成田国際空港株式会社	総合安全推進室	
関西国際空港株式会社	セキュリティ部	消防防災グループ
中部国際空港株式会社	空港運用部	保安・防災グループ
北海道旅客鉄道株式会社	総務部	
東日本旅客鉄道株式会社	安全企画部	
東海旅客鉄道株式会社	安全対策部	
西日本旅客鉄道株式会社	総務部	
四国旅客鉄道株式会社	総務部	総務課
九州旅客鉄道株式会社	総務部	総務課
日本貨物鉄道株式会社	総務部	総務グループ
日本電信電話株式会社	第二部門NW調整グループ	品質・災害対策担当
東日本電信電話株式会社	サービス運営部	災害対策室
西日本電信電話株式会社	サービスマネジメント部	災害対策室
郵便局株式会社	総務部門総務部	法務担当部
郵便事業株式会社	総務部門総務部	法務担当部
東京瓦斯株式会社	防災・供給センター	
大阪瓦斯株式会社	道管事業部	供給・保安チーム
東邦瓦斯株式会社	総務部	総務グループ
日本通運株式会社	総務・労働部	総務専任
北海道電力株式会社	総務部	総務グループ
東北電力株式会社	総務部	総務グループ
東京電力株式会社	総務部	防災グループ
北陸電力株式会社	総務部	総務チーム
中部電力株式会社	総務部	総務グループ
関西電力株式会社	総務室	庶務グループ
中国電力株式会社	総務部	庶務担当
四国電力株式会社	総務部	総務グループ
九州電力株式会社	総務部	総務グループ
沖縄電力株式会社	総務部	総務課
電源開発株式会社	総務部	総務グループ
日本原子力発電株式会社	総務室	総務グループ
KDDI株式会社	サービス運用本部運用管理部	統括グループ
株式会社エヌ・ティ・ティ・コム	サービスオペレーション部	災害対策担当
エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社	NW事業部統合NW部	NWSE部門
日本経済団体連合会		
日本商工会議所		
東京商工会議所		

首都直下地震対策協議会運営要領（案）

（名称）

第1条 本協議会は、首都直下地震対策協議会（以下「協議会」という。）と称する。

（目的）

第2条 首都直下地震に対して、防災関係機関が緊密かつ迅速な連携を図ることができるよう、官民の主体を幅広く集めた場を設定して平時及び非常時に備えた関係を構築し、連携体制を強化しておくことが急務である。

このため、首都直下地震対策に係る連携活動基盤を整備するとともに、災害応急対策を中心に各主体の対策及び計画の問題及び脆弱点を洗い出し、必要な施策の調整及び整合を図り、訓練により連携体制を検証して各主体の対策及び取組の精度を向上させ、もって、発災時における迅速、円滑な対応に資することを目的として、国の各府省庁、関係地方公共団体、指定公共機関等から成る協議会を設置する。

（組織）

第3条 協議会は、別紙1の協議会構成員をもって組織する。

2 座長は、内閣府政策統括官（防災担当）が務める。

3 座長は、協議会構成員以外の者で首都直下地震対策に関わりが深い者をオブザーバーとして協議会へ出席させることができる。

（協議会）

第4条 協議会は、座長が必要により招集する。

2 座長は、第3条第3項によるもののほか、必要があると認めるときは、協議会構成員以外の者を協議会に出席させ、意見等を求めることができる。

3 協議会の議事は、別に定める場合を除くほか、出席した協議会構成員の過半数をもって決する。

（幹事会）

第5条 協議会の円滑な運営を図るため、各分野にグループを置く。

2 各グループに構成員の互選により幹事社を置く。

3 各グループの幹事社で構成する幹事会を置く。

（事務局）

第6条 協議会の事務は、内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（災害緊急事態対処担当）付が処理する。

(雑 則)

第7条 この運営要領に定めるもののほか、必要な事項は、座長が協議会に諮って定める。

附 則

この運営要領は、平成24年4月〇〇日より施行する。